

スプリンクラー設備を要さない有床診療所についての考え方（案）

[第 3 回検討部会で提示]

- 3000㎡未満の有床診療所においては、火災時に職員が避難誘導に専念する必要がある施設に対して、スプリンクラー設備を設けることとする。
- 「火災時に職員が避難誘導に専念する必要がある施設」に該当しないものとしては、次のものを想定。
 - ① 入院が常態化していない施設
 - ② 入院が常態化しているが、職員による一定の支援があれば入院患者が避難できると想定される施設

[入院が常態化していない施設について]

- 「有床診療所」としての届出はされているが、実質上入院がなされていない施設を想定。
- 一日当たりの入院患者数の年間平均が 1 人未満の施設は、入院施設がほぼ使われていない施設といえるのではないかと（原則として、ベッド数で判断するのではなく、一日当たりの入院患者数の年間平均で判断することを想定）。

[入院が常態化しているが、職員による一定の支援があれば入院患者が避難できると想定される施設について]

- 次の診療科目は、それぞれに示す理由により、職員による一定の支援があれば入院患者が避難できるものと考えられるのではないかと。

産科（産婦人科を含む。）	原則健康な若い女性であり、分娩中でなければ、分娩直後からでも歩行可能である方が多数であるため、自力避難困難者は少ない（帝王切開等手術直後は歩行困難であるが、有床診療所であれば病床数が少ないため、該当者は限定される）。
眼科	特定の体の一部分に対する診療科目であり、有床診療所の医師数や施設の状況を考えると、疾患によって、自力避難困難である患者は少数である。また、手術直後においても、通常片目ずつ手術するため、自力避難困難となる患者は少ない。

耳鼻いんこう科	特定の体の一部分に対する診療科目であり、有床診療所の医師数や施設の状態を考えると、疾患によって、自力避難困難である患者は少数である。また、患部が耳や鼻に限られるため、手術によって自力避難困難となる患者は少ない。
皮膚科	特定の体の一部分に対する診療科目であり、有床診療所の医師数や施設の状態を考えると、疾患によって、自力避難困難である患者は少数である。また、患部が皮膚に限られるため、手術によって自力避難困難となる患者は少ない。
歯科	特定の体の一部分に対する診療科目であり、有床診療所の医師数や施設の状態を考えると、疾患によって、自力避難困難である患者は少数である。また、患部が顎部周辺であるため、手術によって自力避難困難となる患者は少ない。

- 他の診療科目と併せて標榜している場合は、他の診療科目での入院患者が上記に該当しないおそれがあるため、「職員による一定の支援があれば入院患者が避難できると想定される施設」には該当しないものとして取り扱ってはどうか。

【参考：診療科目の例示】

○医 科					
内科	感染症内科	外科	胸部外科	皮膚科	小児眼科
呼吸器内科	漢方内科	呼吸器外科	腹部外科	泌尿器科	小児耳鼻いんこう科
循環器内科	老年内科	心臓血管外科	肝臓外科	産婦人科	小児皮膚科
消化器内科	女性内科	心臓外科	膵臓外科	産科	気管食道・耳鼻いんこう科
心臓内科	新生児内科	消化器外科	胆のう外科	婦人科	腫瘍放射線科
血液内科	性感染症内科	乳腺外科	食道外科	眼科	男性泌尿器科
気管食道内科	内視鏡内科	小児外科	胃腸外科	耳鼻いんこう科	神経泌尿器科
胃腸内科	人工透析内科	気管食道外科	大腸外科	リハビリテーション科	小児泌尿器科
腫瘍内科	疼痛緩和内科	肛門外科	内視鏡外科	放射線科	小児科（新生児）
糖尿病内科	ペインクリニック内科	整形外科	ペインクリニック外科	放射線診断科	泌尿器科（不妊治療）
代謝内科	アレルギー疾患内科	脳神経外科	外科（内視鏡）	放射線治療科	泌尿器科（人工透析）
内分泌内科	内科（ペインクリニック）	形成外科	外科（がん）	病理診断科	産婦人科（生殖医療）
脂質代謝内科	内科（循環器）	美容外科	精神科	臨床検査科	美容皮膚科
腎臓内科	内科（薬物療法）	腫瘍外科	アレルギー科	救急科	
神経内科	内科（感染症）	移植外科	リウマチ科	児童精神科	
心療内科	内科（骨髄移植）	頭頸部外科	小児科	老年精神科	
○医科（複数の事項を組み合わせた診療科目の例）					
血液・腫瘍内科	老年心療内科	移植・内視鏡外科	肝臓・胆のう・膵臓外科	腫瘍内科（疼痛緩和）	美容皮膚科（漢方）
糖尿病・代謝内科	老年・呼吸器内科	消化器・移植外科	大腸・肛門外科	消化器内科（内視鏡）	ペインクリニック整形外科
小児腫瘍外科	女性乳腺外科	脳・血管外科	腎臓外科（臓器移植）	腎臓内科（人工透析）	頭頸部・耳鼻いんこう科
○歯 科					
歯科	小児歯科	矯正歯科	歯科口腔外科		
○歯科（複数の事項を組み合わせた診療科目の例）					
小児矯正歯科					

※医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について
（平成 19 年 3 月 30 日 医政発 0330014）より